

冬季死亡災害ゼロ100日運動

に取り組みましょう

〈令和4年11月21日～令和5年2月28日〉

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」は、労働者の生命を守る重要な活動と位置づけ、平成8年度から継続して取り組んでいます。しかしながら、平成30年以降4年連続で運動期間中に死亡災害が発生している状況です。また、本年は既に2名の労働者が死亡災害により亡くなられています。「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点事項への取り組みをお願いします。また実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にもご留意願います。

重点事項1 車両系建設機械等、製造装置等機械設備による労働災害を防止しましょう！

〈車両系建設機械、車両系荷役運搬機械による災害を防ごう〉

- ① 車両系建設機械等を用いて作業を行う際は、作業計画を策定し、事業場で作業に従事する全ての労働者に周知した上で当該作業計画に基づき作業を行きましょう。
- ② 作業計画の策定にあたっては、車両系建設機械等の特性（使用するアタッチメントを含む）及び労働者の動線を踏まえ、車両系建設機械等と労働者との接触防止対策を念頭において走行経路や立入禁止箇所等を明記しておきましょう。
- ③ 車両系建設機械等と労働者が近接する作業が見込まれる場合は、誘導者を選任し誘導者の誘導により作業しましょう。
※ ワッペンや腕章等を配布すると誘導者の周知に効果的です。
- ④ 車両系建設機械は可能な限りバック走行を避けましょう。車両系建設機械等の転落を防止するため、路肩接近防止対策を講じましょう。困難な場合は誘導者を必ず配置しましょう。

〈はさまれ・巻き込まれ災害を防ごう〉

- ① 身体の一部が挟まれる危険のある機械の周囲には、「つまずいた」「転んだ」、「バランスを崩した」ときでも、機械に挟まれ・巻き込まれないように、安全カバーやガード、柵を設置し、安全プラグやキースイッチを取り付けましょう。
- ② ベルトコンベヤーのローラー部には、必ずカバーを設置しましょう。また、巻き込まれた際に直ぐに止められるよう、非常停止装置を取り付けましょう。
- ③ 作業前に非常停止装置が稼働するか確認しましょう。
- ④ トラブル処理や掃除などの非定常作業は、必ず機械を停止して作業しましょう。
- ⑤ 安全管理者（推進者）は、機械を止めずにトラブル処理や掃除などが行われていないか、確認しましょう。
- ⑥ 休憩前、終業前、段取り換え後は、特に危険性の高い時間帯となります。安全管理者（推進者）は巡視を強化する等の対応をとりましょう。
- ⑦ 各種機械設備の使用に関する「作業手順」等を策定し周知しましょう。

重点事項2 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

〈交通労働災害を防ごう〉

- ① 冬道は、天候や路面状況に合わせてスピードを抑え、車間距離を充分にとって運転しましょう。
- ② 時間にゆとりを持った、走行計画をたてましょう。
- ③ 適正に労働時間を管理し、過労運転を防止しましょう。
- ④ 大雪や猛吹雪などの異常気象や天災の場合には、運転中止や一時待機などの指示を行いましょう。
- ⑤ 荷主や元請事業場は、運送業者や下請事業場の交通災害防止に協力しましょう。
- ⑥ 過去の災害事例等を参考に、走行する道路の交通安全情報マップ(交通ヒヤリマップ)を作成し、安全運転教育に活用しましょう。

〈転倒災害を防ごう〉

- ① 駐車場や駐車場までの「通路」は、十分に除雪や解氷を行いましょう。また、建物の出入り口には滑り止めマットを設置しましょう。
- ② 階段には手すりを設置し、滑り止めテープを貼りましょう。
- ③ 履物は、滑り止め材入り、ビン・金具付き、溝の深いものなど、防滑性（靴底が滑りにくいこと）に優れたものを着用しましょう。
- ④ 積雪や凍結した場所では、小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、「急がず、ゆっくり」歩きましょう。

〈雪おろし等屋根等からの墜落災害を防ごう〉

- ① 屋根に上がる際に使用する「はしご」は、上端を床から60cm以上突出させ、足元には滑り止めを設ける等、転位を防止するための措置を講じた上で使用しましょう。
- ② 手すりを設けることができない場所では、要求性能落制止用器具を使用する等、墜落災害を防止するための対策を講じた上で作業を行いましょう。

〈一酸化炭素中毒を防ごう〉

- ① 換気ができない場所では、内燃機関（エンジンなど）を有する機械の使用を禁止しましょう。
- ② 屋内でストーブ等を使用する場合は、適宜換気をしましょう。なお、屋内では、練炭を暖房に使用することを禁止しましょう。
- ③ 建設工事現場のコンクリートの養生で、やむを得ず、練炭を使用する場合は、あらかじめ、関係労働者に一酸化炭素の有毒性及び中毒の予防方法等について教育を行いましょう。

重点事項3 安全衛生管理体制を整備しましょう！

〈安全、衛生管理者(又は推進者)を選任しましょう〉

- ① 業種、労働者数に応じて、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者を選任しましょう。
- ② 各管理者等の職務の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行いましょう。
- ③ 安全パトロールや巡視に別部署の労働者や経験年数の短い労働者を同行させ、安全衛生意識の高揚を図りましょう。

〈安全、衛生委員会を設置しましょう〉

- ① 業種、労働者数に応じて、安全委員会、衛生委員会を設置しましょう。
- ② 審議事項について、漏れや偏りが無いか確認しましょう。

〈作業主任者を選任しましょう〉

- ① 法令で定める業務について、作業主任者を選任しましょう。
- ② 職務の実施状況や周知の状況を確認し、必要に応じて見直しを行いましょう。

<参考リーフレット>



【はしご・脚立作業チェックリスト】



リーフレット【内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒を予防しましょう】



【交通労働災害防止ガイドラインのポイント】



【転倒予防・腰痛予防の取組み】



主唱者 一関労働基準監督署
一関労働災害防止団体等連絡協議会
公益財団法人岩手労働基準協会一関支部
建設業労働災害防止協会岩手県支部一関分会
建設業労働災害防止協会岩手県支部千厩分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部一関分会
林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

実施者 各事業場

一関電気工業災害防止協議会
一関市水道工業協同組合
千厩町工業クラブ
前沢工業クラブ

本チラシや運動通信、
毎月の災害統計などを
掲載しています

一関監督署
からのお知らせ
コーナー



この資料は、事業場内での見やすい場所に掲示するか、コピーを労働者に配布しましょう。